

令和8年5月20日（水）
午前10時30分
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閲 覧 用

退席時はお返却願います。

報告事項

- 報告第22号 職員の分限処分について
- 報告第23号 職員の分限処分について
- 報告第24号 市長からの意見聴取について

議決事項

- 議案第16号 職員の分限処分について
- 議案第17号 教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について
- 議案第18号 寝屋川市立市民交流中核施設条例施行規則の制定について
- 議案第19号 寝屋川市立市民交流中核施設の開館時間及び休館日を定める規則の制定について
- 議案第20号 寝屋川市立市民交流中核施設条例の施行期日を定める規則の制定について
- 議案第21号 寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会に関する規則の制定について
- 議案第22号 寝屋川市社会教育委員の委嘱について

署名人

荒木教育長

山口委員

4月・5月教育委員会一般事務報告

(4月23日～5月20日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
4	23	木	近畿都市教育長協議会(～24日)	役員会・定期総会	兵庫県 尼崎市
	28	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
5	7	木	校長役員会	5月校長会案件について	総合教育研修センター
	11	月	大阪府都市教育委員会連絡協議会	役員会	オンライン
	13	水	5月市議会臨時会(第1日)	付議事件即決、役員改選	市議会議場
	14	木	全国都市教育長協議会	定期総会、研究大会	高知県 高知市
	15	金	5月市議会臨時会(第2日)	役員改選	市議会議場
	18	月	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	20	水	教育委員懇話会		議会棟4階 第I・II会議室
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室
大阪府都市教育委員会連絡協議会			定期総会	大阪市	

要綱の制定

名称	担当課	施行日
寝屋川市立学校用携帯電話の貸与に関する要綱の制定	学務課	令和8年5月1日

5月・6月教育委員会行事計画書

(5月21日～6月30日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
5	21	木	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	28	木	校長役員会	6月校長会案件について	総合教育研修センター
	30	土	市政感謝会	式典	アルカスホール
6	1	月	令和8年度第1回社会教育委員会 会議	会議	議会棟4階 第1委員会室
			令和8年度管理職選考	校長・教頭・指導主事 面接選考	本庁2階 特別会議室1
	2	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
			令和8年度管理職選考	校長・教頭・指導主事 面接選考	議会棟4階 第I・II会議室
	3	水	学校訪問		池田小学校
	4	木	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	10	水	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室
	17	水	6月市議会定例会(第1日)	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	19	金	文教生活常任委員会	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
	25	木	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
	30	火	6月市議会定例会(第2日)	一般質問	市議会議場

報告第22号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和8年5月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和8年7月10日まで休職を命ずる

令和8年5月11日

寝屋川市教育委員会

報告第23号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和8年5月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和8年6月12日まで休職を命ずる

令和8年5月13日

寝屋川市教育委員会

報告第24号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和8年5月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

専決処分の報告（令和7年度寝屋川市一般会計補正予算（第12号））（教育委員会関係分）

1 歳入 歳入歳出補正予算事項別明細書

1.7 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 利子及び配当金	130,426	154,125	284,551
計	146,596	154,125	300,721

区分	金額 千円		説明
利子収入	154,125	教育振興基金利子収入	
			千円 281

1.8 款 寄附金
1 項 寄附金

8 教育費寄附金	200	52,772	52,972
計	9,990	250,373	260,363

教育振興寄附金	46,367	教育振興寄附金	46,367
---------	--------	---------	--------

2 歳 出

8 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源の内訳		
				補 特 出 金 千円	地 方 債 千円	財 源 千円
1 教育委員会 総務費	681,580	46,648	728,228	-	-	一般財源 千円 -
計	2,563,487	46,648	2,610,135	-	46,648	-

節 区	説 明	業 概	事 業 要
24 積立金	46,648	(紋屋川市だから学べる「紋屋川教育」)	千円
教育振興基金積 立金	46,648	1 教育委員会事務局管理業務に要する経費 教育振興基金積立金の追加補正	46,648

議案第16号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第6号の規定により、別紙のとおり分限処分を行うことについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和8年6月25日まで休職を命ずる

令和8年5月26日

寝屋川市教育委員会

議案第17号

教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針
について

別紙のとおり実施方針を定めるに当たり、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和7年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するため。

教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成 20 年 4 月から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

その評価方法や報告書の様式、議会への報告方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することになっている。

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一部抜粋）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 実施趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育に関する事務の点検・評価を行うものとする。

3 点検・評価の対象

『寝屋川市教育大綱実施計画』において定めた『「考える力」の育成』、『「安心して学べる教育環境」の整備等』の 2 つの視点を実現するための主な事業を点検・評価の対象とし、実施計画の進行管理を意識した取組とする。

4 評価方法

点検・評価に当たっては、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、「教育改革重点取組」を構成する「構成取組」ごとの活動実績等を分析し、教育改革重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すこととする。

また、客観性を確保するとともに、指導・助言をいただくため、学識経験者の知見を活用する。

※ 学識経験者： 大阪商業大学 的場 啓一 教授
兵庫県立大学 竹内 和雄 教授

5 令和8年度のスケジュール（案）

- (1) 5月20日：教育委員会定例会で実施方針を決定
- (2) 6月初旬：学識経験者（2名）の決定
- (3) 8月6日：教育行政事務の点検及び評価に関する会議
- (4) 8月中旬：学識経験者 意見聴取
- (5) 9月下旬：教育委員会定例会で報告書を決定
- (6) 10月上旬：市議会に報告書の提出
- (7) 10月中旬：報告書を教育委員会のホームページに掲載

議案第18号

寝屋川市立市民交流中核施設条例施行規則の制定について

寝屋川市立市民交流中核施設条例施行規則を制定するため、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

寝屋川市立市民交流中核施設条例第13条の規定に基づき、寝屋川市立市民交流中核施設の管理に関し必要な事項を定めるため。

寝屋川市立市民交流中核施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市立市民交流中核施設条例（令和8年寝屋川市条例第15号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、寝屋川市立市民交流中核施設（以下「市民交流中核施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用期間)

第2条 条例第6条第1項前段に規定する市民交流中核施設の施設等（以下「施設等」という。）は、続けて5日（ギャラリーにあっては7日）を超えて利用することができない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可の申請)

第3条 条例第6条第1項前段に規定する施設等の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に寝屋川市立市民交流中核施設利用許可申請書を提出して利用許可の申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用許可の申請は、公共施設の利用に係る情報システム（以下「公共施設利用システム」という。）によって行うことができる。

3 第1項又は前項に規定する申請は、次の各号に掲げる施設等の利用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月（以下「受付開始月」という。）の初日から受け付ける。ただし、教育委員会又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) ホール1、ホール2及びホール3を同時に利用する場合又はホール1、ホール2、ホール3その他施設等を同時に利用する場合 利用しようとする日の属する月の1年前の月

(2) ギャラリーを引き続き7日間利用する場合 利用しようとする期間の初日の属する月の1年前の月

(3) ギャラリーを条例別表の利用区分で利用する場合又は続けて前号の期間以外の期間で利用する場合 利用しようとする日又は利用しようとする期間の初日の属する月の11か月前の月

(4) 前3号に掲げる利用の場合以外で施設等の利用をする場合 利用しようとする日又は利用しようとする期間の初日の属する月の2か月前の月

4 前項の規定にかかわらず、利用許可を受けようとする者の住所（法人その他の団体にあっては、事務所の所在地）が寝屋川市の区域外にあるものが施設等の利用許可の申請をする場合は、前項各号に掲げる施設等の利用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月の16日から受け付けるものとする。

（利用許可を受ける者の決定等）

第4条 指定管理者は、受付開始月の初日から受付開始月の14日の指定管理者が定める時刻までに行われた利用許可の申請（以下「定期申請」という。）が競合する場合においては、特別な事情があるときを除き、受付開始月の15日に、公共施設利用システムによって抽選することにより利用許可を受ける者を決定するものとし、定期申請のうち競合する申請がないものについては、当該日において当該申請に係る者を利用許可を受ける者として決定するものとする。

2 指定管理者は、利用許可を行うことを決定したときは、寝屋川市立市民交流中核施設利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申請を行った者に交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、公共施設利用システムによる申請をした者に利用許可をしたときは、公共施設利用システムによってその旨を、当該申請をした者に通知しなければならない。

4 指定管理者は、利用許可を行わないことを決定したときは、書面による通知を行わない。ただし、当該申請を行った者から当該許可をしない旨及びその理由を明記した書面の交付を求められたときは、速やかにこれを交付するものとする。

5 第1項の規定による利用許可を受ける者が指定管理者の定める日時までに、市民交流中核施設において利用許可書の交付を受けなかったとき又は公共施設利用システムにおいて所定の情報を入力しなかったときは、当該申請を取り下

げたものとみなす。

(利用の変更)

第5条 利用許可を受けた者は、その利用について変更しようとするときは、利用しようとする日又は利用しようとする期間の初日の15日前までに寝屋川市立市民交流中核施設利用変更申請書に利用許可書を添えて提出して利用の変更の申請をし、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公共施設利用システムによる申請をして利用許可を受けた者は、公共施設利用システムによって、利用の変更の申請をすることができる。

3 前条第4項の規定は、変更許可をしない場合について準用する。

(利用許可の取消しの申出)

第6条 利用許可を受けた者は、利用許可の取消しをしようとするときは、寝屋川市立市民交流中核施設利用取消申出書に利用許可書を添えて提出して利用許可の取消しの申出をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公共施設利用システムによる申請をして利用許可を受けた者は、公共施設利用システムによって、利用許可の取消しの申出をすることができる。

(利用料金の還付)

第7条 条例第7条第5項ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部を還付する。

(1) 天災地変その他利用許可を受けた者の責めに帰すことができない理由により、当該施設等を利用することができないとき。

(2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る施設等を利用する日の15日前までに前条の規定による申出をして利用許可の取消しを受けたとき。

2 利用料金の還付を受けようとする者は、寝屋川市立市民交流中核施設利用料金還付申請書を指定管理者に提出して還付の申請をしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、利用料金の還付の申請は、公共施設利用システムによって行うことができる。

(破損等の届出)

第8条 施設等その他器具備品等を破損し若しくは汚損し又は滅失した者は、直ちに教育委員会及び指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用者の義務)

第9条 利用許可を受けた者は、市民交流中核施設の利用に当たっては、教育委員会及び指定管理者の指示に従わなければならない。

(文書等の様式)

第10条 この規則に定める文書等の様式は、指定管理者が教育委員会と協議して定める。

(雑則)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、指定管理者が教育委員会と協議して定める。

(指定管理者による業務を行わない場合の措置)

第12条 指定管理者による業務を行わない場合は、この規則の各条項における所要の読替えにより、教育委員会がその職務を行う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 利用許可及び利用許可に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

議案第19号

寝屋川市立市民交流中核施設の開館時間及び休館日を定める規則の
制定について

寝屋川市立市民交流中核施設の開館時間及び休館日を定める規則を制定する
ため、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

寝屋川市立市民交流中核施設条例第3条の規定に基づき、寝屋川市立市民交
流中核施設の開館時間及び休館日を定めるため。

寝屋川市規則

第 号

寝屋川市教育委員会規則

寝屋川市立市民交流中核施設の開館時間及び休館日を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市立市民交流中核施設条例（令和8年寝屋川市条例第15号）第3条の規定に基づき、寝屋川市立市民交流中核施設（以下「市民交流中核施設」という。）の開館時間及び休館日を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 市民交流中核施設の開館時間は、午前10時から午後9時とする。ただし、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの開館時間は、午前10時から午後5時30分までとする。

(休館日)

第3条 市民交流中核施設の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、教育委員会又は市長は、特別の事情があるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎月の第3月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

附 則

この規則は、寝屋川市立市民交流中核施設条例の施行の日から施行する。

議案第20号

寝屋川市立市民交流中核施設条例の施行期日を定める規則の制定に
ついて

寝屋川市立市民交流中核施設条例の施行期日を定める規則を制定するため、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

寝屋川市立市民交流中核施設条例附則第1項の規定に基づき、寝屋川市立市民交流中核施設条例の施行期日を定めるため。

寝屋川市規則

第 号

寝屋川市教育委員会規則

寝屋川市立市民交流中核施設条例の施行期日を定める規則

寝屋川市立市民交流中核施設条例（令和 8 年寝屋川市条例第15号）の施行期日は令和 9 年 4 月 1 日とし、同条例附則第 2 項及び第 4 項の規定の施行期日はこの規則の公布の日とする。

議案第21号

寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会に関する規則の
制定について

寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会を制定するため、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例第3条の規定に基づき、寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため。

寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成29年寝屋川市条例第30号）第3条の規定に基づき、寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選定委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長及び教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 経営に関する知識を有する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 民生委員
- (4) 社会教育委員
- (5) 高齢者福祉活動を行う団体を代表する者
- (6) 福祉部長
- (7) 教育委員会事務局部長

(任期)

第3条 委員の任期は、市長及び教育委員会が委嘱し、又は任命した日から寝屋川市立市民交流中核施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が指定された日までとする。

2 市長及び教育委員会は、特別の事情があると認める場合においては、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の会議は、非公開とする。
- 4 選定委員会における調査審議の公平性及び透明性を確保するため、会議録を整備するものとする。

(資料等の提出等の要求)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第7条 選定委員会は、調査審議した結果を、速やかに市長及び教育委員会に報告するものとする。

(結果の公表)

第8条 選定委員会において調査審議した経過及び結果は、公表する。ただし、委員長は、公表することが適当でないとする事項については、これを公表しないことができる。

(委任)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第22号

寝屋川市社会教育委員の委嘱について

寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市社会教育委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

寝屋川市社会教育委員の任期満了に伴い、新委員の委嘱を行うため。

寝屋川市社会教育委員の委嘱について

1 委嘱委員数

学校教育関係者 2名

社会教育関係者 4名

家庭教育活動者 2名

学識経験者 1名

2 委嘱委員名

委員構成 (寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条)		氏名	経歴等
第1号	学校教育の関係者	下北 純史	寝屋川市立和光小学校校長
		箕輪 理恵	寝屋川市立第六中学校校長
第2号	社会教育の関係者	茂上 文子	寝屋川市立校園PTA協議会副会長
		百井 一行	寝屋川市青少年指導員会長
		米山 大輔	一般社団法人寝屋川青年会議所事務局長
		田中 学	四條畷市立図書館長
第3号	家庭教育の向上に資する活動を行う者	木場 永呼	寝屋川市家庭教育サポーター
		丸山 敏子	寝屋川市民生委員・児童委員協議会会長
第4号	学識経験のある者	尾崎 安啓	大阪市史編纂所所長

3 任期

令和8年6月1日から令和10年5月31日まで